

家族介護用品支給事業を 実施しています！

■問合せ 健康福祉課介護保険グループ ☎74-3001

洞爺湖町では、在宅の寝たきり高齢者など、重度の要介護者を介護する家族に対し、介護に必要な用品を支給することでより経済的な負担を軽減し、福祉の向上を図るため、洞爺湖町家族介護用品支給事業を実施しています。

この事業の対象となる支給対象者や支給品目（介護用品）などは、次のとおりです。



項目	内容
支給対象者	介護保険法における要介護認定を受け、その要介護度が4又は5と認定された寝たきり等の高齢者などと同居し、次のいずれにも該当する介護者です。（生活保護世帯の方も同様です。） ①介護者及び要介護者ともに洞爺湖町の住民基本台帳に登録されていること。 ②要介護者が福祉施設等に入所していないこと。 ③要介護者が病院（診療所を含む）に入院していないこと。
支給品目	支給品目（介護用品）は、次の5品目です。 ①紙おむつ ②尿取りパット ③使い捨て手袋 ④清拭剤 ⑤ドライシャンプー
支給期間	申請のあった日の属する月から支給資格を喪失した日の属する月まで。
支給申請	介護用品の支給を受けようとする介護者は、要介護者の介護保険被保険者証の写しを添えて町に申請していただきます。（このとき印鑑が必要です。）
利用券の交付	支給申請を受け、内容を審査のうえ支給を決定したときは、利用券を交付します。
支給方法	介護用品の支給は、1ヶ月 6,400円を限度として、町内の指定業者から支給品目のうち必要なもの（複数品目可）を購入してもらいます。 介護用品を受け取る際に、指定業者に当該月分の利用券を提出し、限度額を超えた場合は、その差額分を各自で支払うことになります。
資格喪失の届出	次のいずれかに該当するときは、資格喪失届を町に提出していただくこととなります。 ①上記の「支給対象者」に該当しなくなった時。 ②町外に転出した時。 ③死亡した時。
申請窓口等	申請窓口は、健康福祉課介護保険グループ、洞爺湖温泉支所及び洞爺総合支所で随時、申請を受付けています。